

別紙-2 廃棄物の排出海域

排出海域は、下田港の南南東に約12.8km離れた北緯34° 34' 12"、東経139° 00' 48"を中心とした半径400mの円（水深約360m）の範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図-1）。排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち、水産動植物の生育環境及びその他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）」第6条第1項に規定するIV海域に該当する。

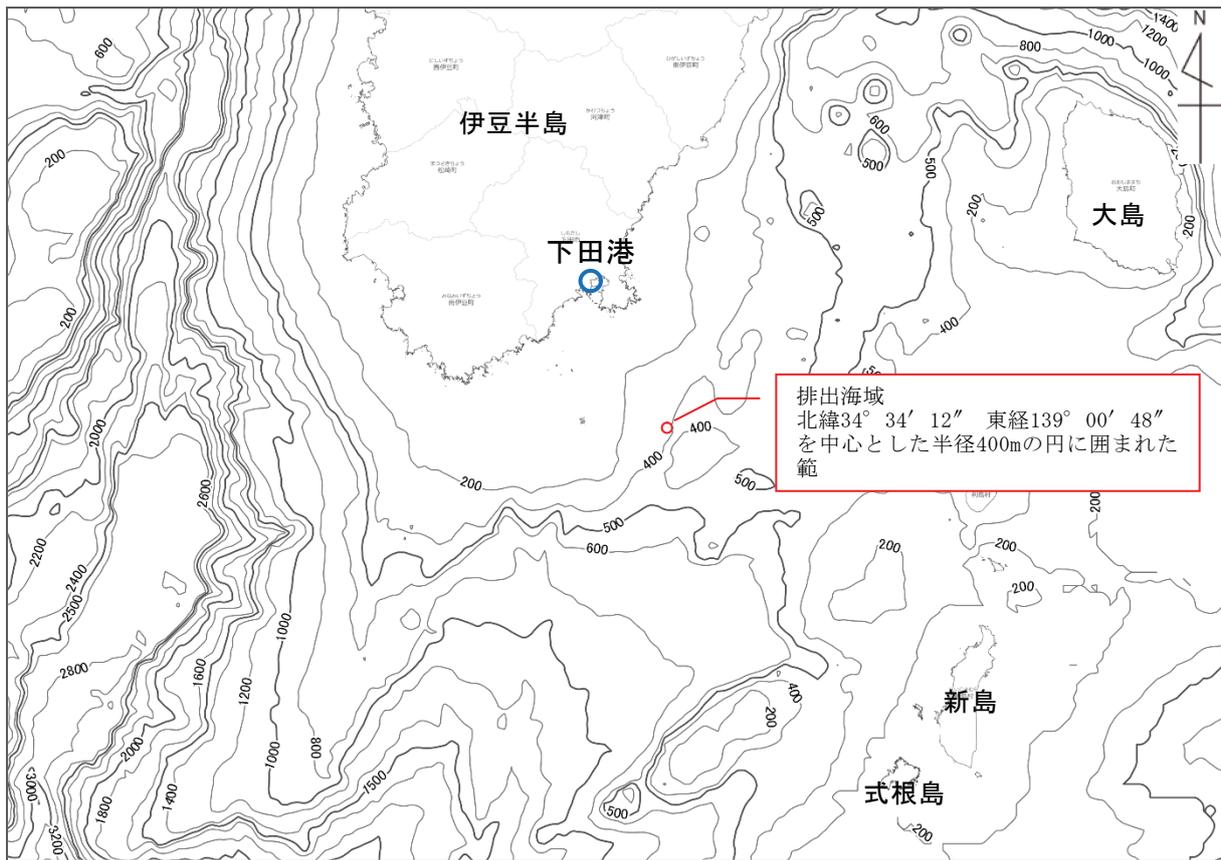
本申請は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令第10条の6第1号の規定より許可を受けた「廃棄物海洋投入処分許可（許可番号：15-004）」の継続申請であり、平成27年度から令和2年度の海洋投入処分作業の実績から、当該排出海域の範囲は十分であると判断したため、本申請においても北緯34° 34' 12"、東経139° 00' 48"を中心とした半径400mの円の範囲に設定した。

当該排出海域周辺における他許可の排出海域は表-1及び図-2に示すとおりである。最も近いものは松崎港の排出域で、約30km離れている。

表-1 当該排出海域周辺における他許可の排出海域

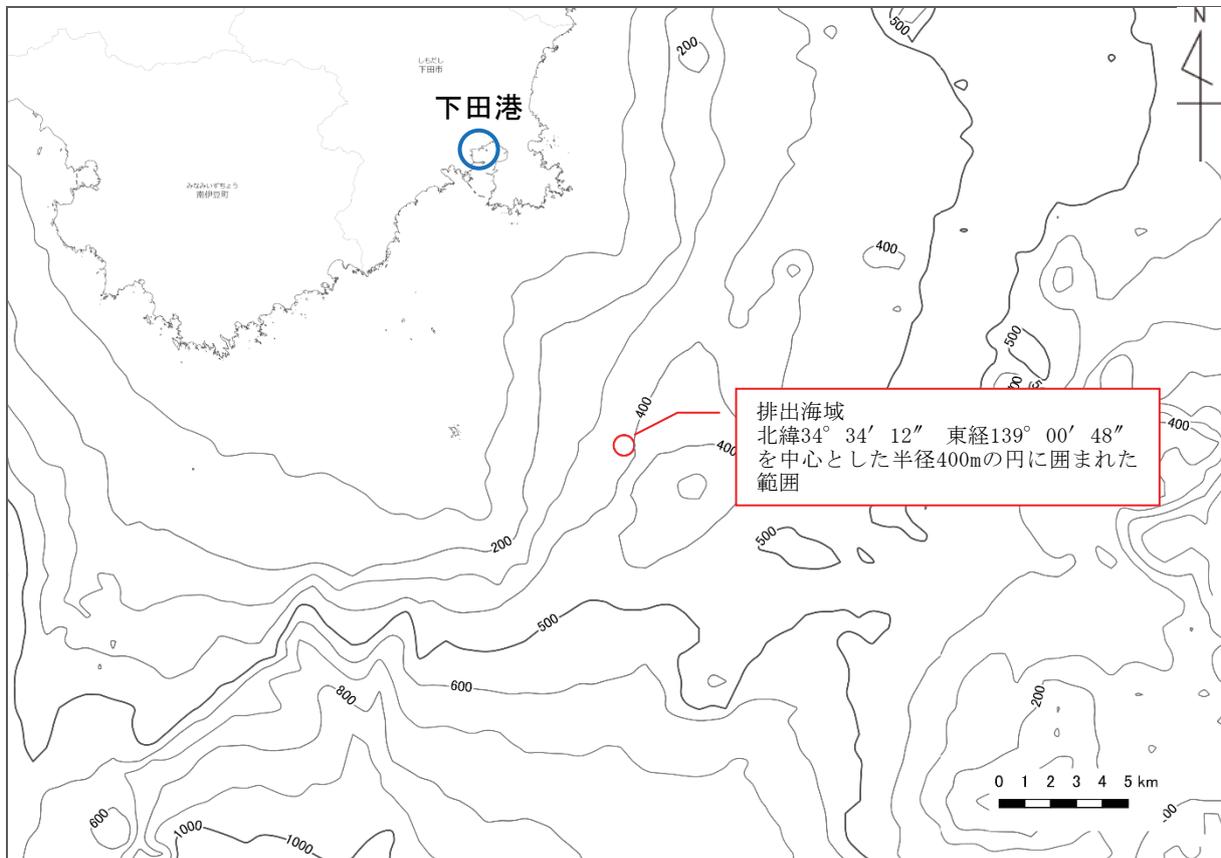
許可番号	許可発給日	会社名及び名称	廃棄物の種類	処分期間	投入処分量	排出海域
18-006	2018年12月27日	東京都（御蔵島港、三浦漁港）	一般水底土砂	2018年12月29日から2023年3月31日	77,750m ³	北緯34° 12' 57"、東経139° 41' 05"を中心とした半径3.5kmの海域
19-005	2019年9月27日	静岡県焼津市（大井川港）	一般水底土砂	2019年10月1日から2024年9月30日まで	10,580m ³	[1] 北緯34° 29' 24"、東経138° 27' 47" [2] 北緯34° 29' 24"、東経138° 28' 26" [3] 北緯34° 28' 52"、東経138° 27' 47" [4] 北緯34° 28' 52"、東経138° 28' 26" 以上の4点に囲まれた海域
19-006	2019年10月24日	静岡県下田市（松崎港）	一般水底土砂	2019年11月1日から2024年10月31日まで	23,215m ³	北緯34° 29' 30"、東経138° 39' 57"を中心とした半径250mの海域

出典：環境省ウェブサイト（船舶からの海洋投入処分許可発給状況）令和2年11月17日確認
https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/senpaku_table.html



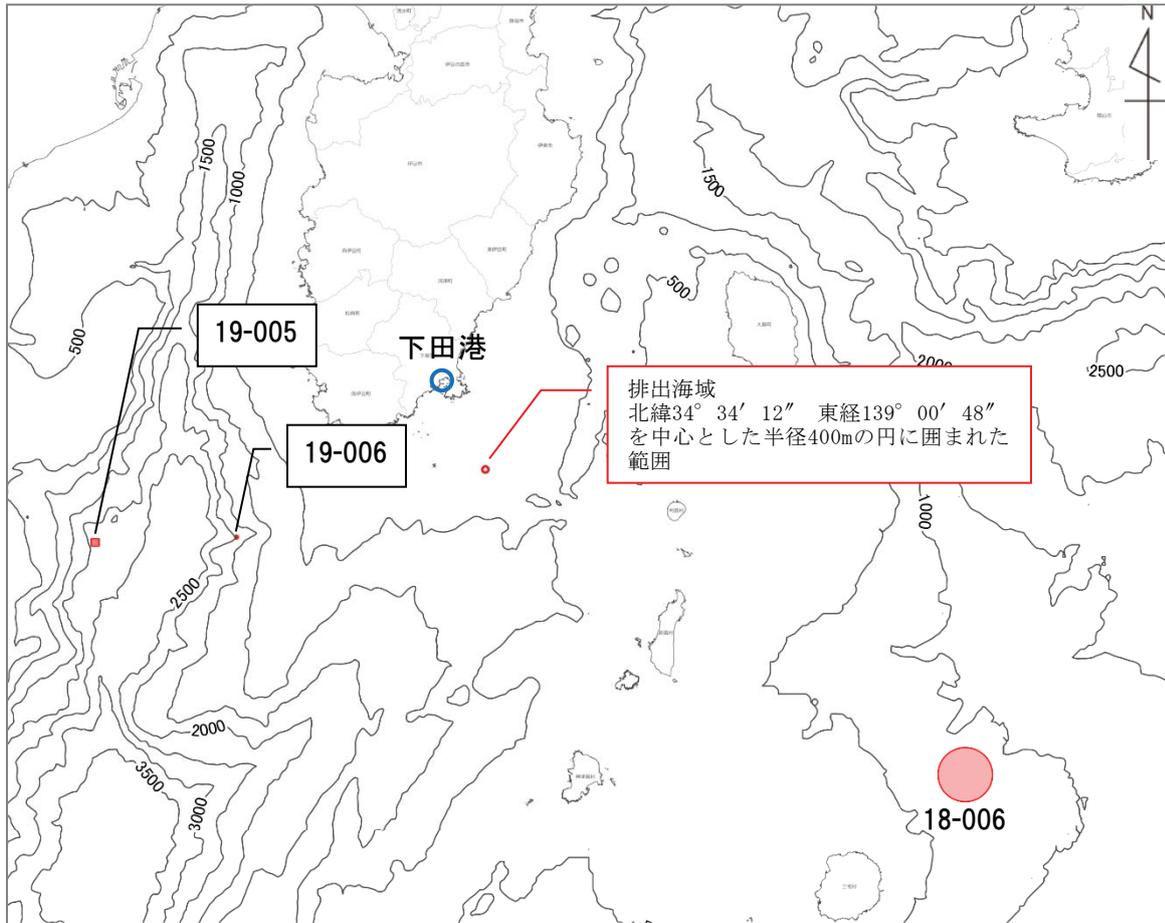
出典：(ベースマップ) 地理院地図 白地図 (等深線) 日本海洋データセンターの500mメッシュデータを元に作成

図-1(1) 排出海域 (広域)



出典：(ベースマップ) 地理院地図 白地図 (等深線) 日本海洋データセンターの500mメッシュデータを元に作成

図-1(2) 排出海域 (詳細)



出典：環境省ウェブサイト(船舶からの海洋投入処分許可発給状況)

https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/senpaku_table.html

図-2 当該排出海域周辺における他許可の排出海域